

とよかわしたぶんかきょうせいすいしんぶらんさくていいんかいせっちょうこう 豊川市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

せっち (設置)

だい じょう とよかわし たぶんかきょうせい ちいき すいしん とよかわしたぶんか
第1条 豊川市における多文化共生の地域づくりを推進する豊川市多文化
きょうせいすいしんぶらん いかぶらん さくてい とよかわしたぶんかきょうせい
共生推進プラン(以下「プラン」という。)の策定のため、豊川市多文化共生
すいしんぶらんさくていいんかい いか いいんかい せっち
推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

ししょうじこう (所掌事項)

だい じょう いいんかい つぎ かか じこう しんぎ
第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 1) プランの策定に関すること。
- 2) その他プランの策定に関し必要なこと。

そしき (組織)

だい じょう すいしんいいんかい いいん いいん にんない そしき がくしきけいけんしゃ
第3条 推進委員会の委員は、委員11人以内をもって組織し、学識経験者、
かくしゅだんたいなどだいひょうしゃ がいこくじんしみん たしちょう ひつよう みと もの しちょう
各種団体等代表者、外国人市民その他市長が必要と認める者のうちから市長
いしよく
が委嘱する。

にんき (任期)

だい じょう いいん にんき いしよくまた にんめい ひ いいんかい ぶらん さくてい かんりょう
第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会のプランの策定が完了
した日までとする。ただし、けつじん しょう ばあい における ほけつ いいん にんき
前任者の残任期間とする。

いいんちょうおよびふくいいんちょう (委員長及び副委員長)

だい じょう いいんかい いいんちょうおよびふくいいんちょうかく り おき いいんちょう いいん
第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長にあっては委員の
ごせん により定め、ふくいいんちょうにあっては委員長の指名した者を充てる。

- 2 委員長は、かいむを総理し、いいんかいのかいぎ(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、そのしよくむを代理する。

かいぎ (会議)

だい じょう かいぎ いいんちょう しょうしゅう
第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、かいぎを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、かひどうすうのときは、議長のかつ決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、プランの策定に必要な事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、前項の調査事項の内容を踏まえ、市職員のうちからプラン策定の上で必要と認める者をもって構成する。

3 部会に委員のほか、公益財団法人豊川市国際交流協会職員をオブザーバーとして置くことができる。

4 部会に部会長を置き、市民部市民協働国際課長をもって充てる。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会に属する委員がその職務を代理する。

7 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部市民協働国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。